

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続きは、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（平成 14 年 9 月 25 日付け 14 監技第 260 号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領（平成 15 年 1 月 29 日付け 14 監技第 412 号）に示すとおりです。

1 業務の概要

（1）業務名および業務箇所名

業務名 平成 28 年度 県単調査（道路改良）事業に伴う整備効果検討業務
業務箇所名 県内一円

（2）業務の目的

地域特性をふまえた道路整備等の現状分析を実施したうえで、その分析結果や国の動向も踏まえ、今後の県土全体の道路整備等の基本目標や道路整備効果などを検討する。

（3）業務内容

1）業務対象区域及び対象事業

対象区域は長野県全域とする。

また、対象事業は高規格幹線道路及び国県道における改築、維持、管理、街路事業等、道路管理者が行うすべての事業を対象とする。（ただし、主な対象は県管理道路とする。）

2）業務内容

①計画準備

本業務の実施計画を策定する。

②上位計画・関連計画の整理

本県の道路行政等に係る上位関連計画や近年の法改正状況について整理する。また、過去に策定した道路関連計画における重点テーマの検証・評価を行い、新たな施策やテーマ設定の検討資料とする。

また、本県において進めている、主要プロジェクト・施策等について、本業務と整合を図るべき内容を整理する。

③長野県の現状と特徴の整理

本県の課題や基本目標の検討に必要な基礎資料として、本県の現状と特徴（自然的条件、社会的条件、その他条件）を整理する。

④長野県の道路整備状況等のとりまとめ

本県に係る道路や交通に関する状況および道路整備等の取組状況について分析し、とりまとめる。

【検討項目例】

- ・ 現況の交通流動の把握
- ・ 近年の道路整備による整備効果
- ・ GIS 活用による移動性阻害箇所や安全性要対策箇所の現況把握
など

⑤課題の整理

②～④をふまえ、本県における道路整備等の課題を抽出し、整理する。

⑥ニーズの把握

本県における道路整備等へのニーズを把握する。

なお、平成 25 年 6 月に実施した、道路整備についての県政モニターアンケート調査結果等についても活用すること。

⑦道路整備等の基本目標及び基本方針の設定

本県の道路整備等を取り巻く状況、社会的な情勢及び関連計画等をふまえ、今後の長野県に相応しい道路整備等の基本目標（将来像）を検討する。さらに、基本目標実現に向けた基本方針を設定する。

なお、基本目標及び基本方針については、概ね 10 年後を目標年度として設定する。

⑧施策及び整備効果の検討・とりまとめ

基本方針に則り、道路整備等の施策や整備効果について検討し、目標値（アウトプット指標及びアウトカム指標）設定を行い、とりまとめる。その際、将来交通需要推計の実施・活用も検討すること。

（2 ケース程度を想定）

なお、整備効果広報の手法案についても、検討すること。また、必要に応じて整備効果を伝えるイメージ図の作成も検討すること。

【検討項目例】

- ・ 将来幹線道路網図の設定及びそれに伴う交通圏域図の拡大
（事例：IC 圏域、大都市圏域、中心都市圏域、松本空港利用圏域、救急医療機関利用圏域、
主要スポーツ施設圏域など）
- ・ 緊急輸送道路の強化による整備効果
- ・ 道路長寿命化による効果
- ・ 街路事業による整備効果
- ・ 道路整備等による環境改善効果（CO₂ 排出量の削減、騒音の減少等）
- ・ 産業・観光・農業・林業に関する道路整備効果
- ・ 渋滞緩和や交通事故減少に関する道路整備効果
- ・ 有料道路無料化による整備効果
- ・ 道路によるまちづくりや観光振興に対する提案及び整備効果
など

⑨説明資料作成支援

関係諸会議及び関係機関との調整（平成 28 年度各 1 回、平成 29 年度各 3 回程度）等において、必要となる説明資料の作成支援を行う。

⑩とりまとめ（報告書作成等）

①～⑨の内容について、発注者と協議の上でとりまとめる。

また、成果物として、報告書の他、関係機関等への配布用冊子の作成を行う。なお、印刷業務は別途発注予定である。

ア 報告書

- ・ 2 部（電子媒体：CD-R・DVD-R 等）

イ 冊子

- ・ 本編 2 部：報告書の要点を対外的にまとめたもの（数十頁程度）を想定
- ・ 概要版 2 部：報告書の概要を対外的にまとめたもの（10 頁程度）を想定
- ・ 資料編 2 部：上記に係る詳細な資料をまとめたもの（頁数任意）を想定

⑪打合せ

業務着手時、中間時、業務完了時に、管理技術者同席で打合せを行う。

（業務着手時、中間時 3 回、業務完了時、計 5 回）

なお、照査技術者による報告は、以下の 3 段階を目途に実施すること。

照査①基本条件の照査段階

照査②細部条件等の照査段階

照査③成果品の照査段階

（4）技術提案を求める具体的内容

- 1) 地域特性を踏まえた道路整備等の現状分析及び課題抽出の手法
- 2) 県土全体の道路整備等の基本目標（将来像）及びその実現にむけた基本方針の設定手法
- 3) 基本方針を踏まえた施策及びその整備効果の検討手法

（5）履行期限 平成 30 年 3 月 9 日（債務負担行為設定済）

（6）支払い条件

- 1) 前払い金として、契約金額の 3 割の範囲内で支払うことができる。
- 2) 部分払いについては支払限度額のとおり。
- 3) 各会計年度における支払限度額は次のとおり。
 - ①平成 28 年度は契約金額の約 30%
 - ②平成 29 年度は契約金額の約 70%

（7）業務実施上の要件

- 1) 実施にあたっては、長野県設計業務等共通仕様書を遵守すること。
- 2) 業務の遂行に必要な県の保有する資料については可能な限りこれを貸与する。
- 3) 本業務の実施に当たり、追加調査等の必要が生じた場合は速やかに協議のこと。
- 4) 業務の行程上、とりまとめ成果の枠組みや概要等について、概ね平成 28 年度内に方向性をとりまとめること。なお、詳細は発注者と協議の上で定めるものとする。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、建設コンサルタント（道路）を有する者であること。
- (2) 建設コンサルタント業務について、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）に基づく登録（道路）のある者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (4) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 57 条第 2 項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号。以下「入札参加停止措置要領」という。）の規定により入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 県発注の他の対象業務において、委託契約約款第 17 条第 1 項の規定により「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (7) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第 31 条第 1 項の規定により業務完了の通知をしていない者でないこと。
- (9) 県発注の他の対象業務の入札において、長野県会計局公正入札調査委員会から協定して入札した入札書に該当すると認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (10) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (11) 同種または類似の業務の実績を有すること。
広域市町村圏をまたぐ規模以上の道路整備将来構想又は道路整備 5 箇年計画又は道路整備プログラム策定業務の実績を有する者
※「同種業務の実績」とは、公共機関等から発注された業務を元請し、平成 13 年 4 月 1 日から掲示日の前日までに完了した業務が該当します。
- (12) 当該業務の実施体制
 - 1) 配置予定管理技術者は、技術士（建設部門（道路））の資格を有すること。
 - 2) 配置予定照査技術者（管理技術者と兼務不可）は、技術士（総合技術監理部門（建設 - 科目指定なし））又は技術士（建設部門（道路））の資格を有すること。

- 3) 掲示日時時点で所属技術者が3人以上いる者であること。
 - 4) 委託の主要部について、再委託または技術協力が無いこと。
- (13) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (14) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を行うことがある。
- なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
- ア 人的関係のある会社
 - イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社
 - エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社
 - オ 事業協同組合とその構成員
- (15) 「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、上記（1）から（13）の要件を満たしたと認められた者は、参加することができる。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

- (1) 参加表明書の作成様式
様式2号による。
- (2) 参加要件資料の作成様式
様式3号による。
- (3) 参加要件資料記載上の留意事項
 - 1) 登録状況
建設コンサルタント登録規定その他の登録規定に基づく登録状況を記載すること。
 - 2) 保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）
 - ①専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。
 - ②1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。
 - ③資格は、技術士（総合技術監理部門（建設 - 科目指定なし））、技術士（建設部門（道路））又はRCCM（道路）等とする。
 - 3) 同種または類似の業務の実績
 - ①会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。
 - ②実績は掲示の日の前日から過去15年以内に完成した業務を対象とする。（平成13年4月1日から掲示日の前日までに完了した業務。）
 - ③「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において提案を求めている技術的事項を中心に記載すること。
 - 4) 当該業務の実施体制

- ①配置予定の管理技術者について記載すること。
- ②再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。
- 5) 建設コンサルタント等の登録状況、保有する技術職員の状況、同種または類似の実績については、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。
- 6) 設計共同体として資格認定を受けようとする者は、資格審査申請書（様式1）を参加表明書とともに提出すること。
- 7) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
 長野県 建設部 道路建設課 計画調整係
 (課長補佐兼計画調整係長) 増澤 邦彦 (担当) 山浦 浩太
 電話 026-235-7304 (直通)
 FAX 026-235-7391
 電子メール michiken-keicho@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 平成 28 年 11 月 10 日
 (土曜日、日曜日及び休日は除く、提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで。)
- ② 提出場所 3 (4) に同じ。
- ③ 提出方法 持参または郵送とする。
 郵送で提出した場合は、到達したことを電話で 3 (4) の担当者に確認すること。
 ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、次の基準に基づいて選定される。

なお、技術提案書提出選定者の業者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・建設コンサルタント登録	・登録の有無
2 技術職員の状況 (専門分野別)	・当該業務の実施に必要な専門分野の技術職員の在籍状況	・有資格職員の有無 ・有資格職員の経験の有無
3 同種又は類似の業務の実績 (会社)	・同種又は類似業務の内容	・実績の有無
4 配置予定の管理技術者	・管理技術者の状況	・配置予定者の有無
5 再委託又は技術協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か (当該業務の主要部分を再委託することにならないか) ・再委託先の選定は適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務の内容は適正か(最先端技術であるなど、技術協力を求めることが妥当であるか) ・技術協力を求める先の選定は適正か

(7) 非該当理由に関する事項

- ①参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由（非該当理由）を書面により、長野県建設部道路建設課長から通知する。
- ②上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含めない。）以内に、書面（書式自由）により、長野県建設部道路建設課長に対して非該当理由について説明を求めることができる。
- ③上記②の回答は、説明を求める書面を受領した日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に書面により行う。
- ④非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
 - ア 受付場所 3（4）に同じ。
 - イ 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
 - ウ 受付方法 原則としてFAX（回答を受ける担当者名、電話番号及びFAX番号を併記すること）による。なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認すること。
 - エ 回答方法 原則としてFAXによる。

(8) その他の留意事項

- ① 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

1) 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

- ア 主な業務経歴は掲示の日の前日から過去15年以内に完成した業務とする。（平成13年4月1日から掲示日の前日までに完了した業務。）
- イ 委員会、学会活動等は、現在及び過去3年間の実績を記入すること。
- ウ プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。
- エ 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。

2) 技術者動員計画

- ア 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがある。
- イ 費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。

3) 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

4) 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3 (4) に同じ。

② 受付期限 平成 28 年 11 月 10 日

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで)

③ 受付方法 FAX またはメール等とする。

④ 回答方法 ・技術提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対しては FAX 又はメール等により回答する。

・発注者が求める技術提案項目に係る質問及び技術提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、長野県ホームページにて公表する。

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 平成 28 年 11 月 18 日

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで)

② 提出場所 3 (4) に同じ。

③ 提出部数 1 部

④ 提出方法 持参または郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で 3 (4) の担当者に確認すること。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限る。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

1) ヒアリング予定日 平成 28 年 11 月 24 日 (現在の予定。なお、変更の場合がある。)

2) ヒアリング場所 長野県庁 (詳細については決定次第連絡する。)

3) ヒアリング時間 各社 20 分程度を予定 (提案者の公募数により前後する。)

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定される。なお、技術提案書審査結果表（様式9-1）は、契約締結後、公表するものとする。（但し、業者名は特定した業者名のみ公表）

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定の技術者の資格等 (25点) [注1]	管理技術者 (12点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴	・豊富な経歴を有しているか
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	照査技術者 (5点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴	・豊富な業務経験を有しているか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	担当技術者 (8点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか
手持ち業務量		・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか	
動員計画及び費用 (15点)	技術者動員計画の妥当性		・効率的な技術者動員計画（費用）となっており、当該業務を実施するのに妥当なものとなっているか
技術提案の内容 (45点)	技術提案の的確性 (15点)		・技術提案を求める具体的な内容に対する的確な提案となっているか
	個別審査項目 (30点) [注2]	独創性	・独創性に優れた内容であるか
		地域性	・長野県の特徴を踏まえた提案であるか
		実現性	・提案項目に適合した実現可能な提案であるか
技術者の技術力及び意欲等 (10点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する		・当該事業を実施するのに必要な技術力や意欲があるか
費用と技術提案の整合性 (5点)	採点すべき優れた技術提案に加点		・技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術提案に見合った内容で優れているか
評点の合計結果			

[注1]配置予定の技術者数は、複数配置することに制限はないが、評価は代表技術者1名に対して行う。

技術者を複数配置する場合は、代表技術者が分かるように記載すること。

[注2]個別審査項目は1（4）に示した3項目とし、配点は1）が9点、2）が6点、3）が15点とする。

また、1）～3）のそれぞれに対し、独創性・地域性・実現性の観点で評価を行う。

(8) 特定者への通知に関する事項

特定したものに対して、長野県建設部道路建設課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行う。

(9) 非特定理由に関する事項

①提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、長野県建設部道路建設課長から通知する。

②上記①の理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、長野県建設部道路建設課長に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

③上記②の回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない。）に書面により行う。

④非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3（4）に同じ。

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

ウ 受付方法 原則としてFAXによる。

なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認すること。

エ 回答方法 原則としてFAXによる。

(10) 業務予算額

概ね 1,529 万円（税抜）

(11) その他の留意事項

- ① 提出された技術提案書は、返却いたしません。
- ② 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ③ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- ④ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

5 その他

- (1) 契約書作成の要否：要
- (2) 関連情報を入手するための窓口：3（4）に同じ。
- (3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。
- (4) 技術提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することが出来ます。
- (5) 設計共同体協定書第8条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。
- (6) 特定者は、別途指定する期日までに技術提案に基づく特記仕様書を提出すること。
- (7) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。
- (8) 参加表明及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、死亡・病休・退職等の極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- (9) 本業務において作成した資料、データ等を含め成果物は全て長野県に帰属します。